

消費税インボイス制度セミナー

消費税インボイス導入準備 & 電子帳簿の保存法の実務

参加
無料

日時 令和4年7月15日(金) 14:00~16:00

場所 行橋商工会議所 (行橋市中央1-9-50)

締切 7月5日 先着50名 (定員になり次第締め切らせていただきます)

令和5年10月インボイス制度スタート

消費税インボイス制度

- 1) 登録制度 2) 適格請求書発行事業者の義務等
- 3) 交付義務の免除 4) 交付方法 5) 適格請求書の記載事項等
- 6) 仕入税額控除の要件 7) 帳簿のみで仕入税額控除できる場合
- 8) 帳簿の保存と税額計算 9) 経過措置と免税事業者はどう動くのか

電子帳簿の保存法の実務

- 1) 経理書類の保存義務と電子帳簿保存法
- 2) データ保存の対象となる関係帳簿具体例
- 3) 実務対応のポイント
 - ①導入の進め方 ②インボイス方式と電子帳簿保存法との関係

講師



萩尾 博文氏
(萩尾会計事務所)

消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます。
 令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(いわゆるインボイス)等の保存が仕入税額控除の要件となります。
 (令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式です。)

(FAXは切らずに送信してください)

「消費税インボイス制度セミナー」受講申込書

事業所名	TEL	参加者
	FAX	
所在地	〒	

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。
 ※当日は会場への入場の際検温を実施いたしますので、37.5度以上の方は、入場をお断りさせていただきます。また、必ずマスク着用の上、ご来場ください。

申込・問合せ先 行橋商工会議所 TEL:0930-25-2121 FAX:0930-25-3488